

山口県報

令和7年
7月18日
(金曜日)

目 次

- 教委規則
教育委員会が任命する現業職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 人委規則
職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則……………一
職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則……………三
学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………三
- 企業管理規程
山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程……………四
企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する管理規程……………八

教育委員会が任命する現業職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年七月十八日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第七号

教育委員会が任命する現業職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則
教育委員会が任命する現業職員の育児休業等に関する規則（平成四年山口県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項及び第八条第二項中「第二条第二項」を「第二条第二項本文」に改め

る。

第十条第二項中「第二条第二項」を「第二条第二項本文」に改め、同項後段を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項中「は、部分休業承認請求書」を「第二項申出及び第三項変更は、部分休業簿」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

教育委員会は、条例第三十条第二項の規定による申出（以下「第二項申出」という。）時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第三項の規定による変更（以下「第三項変更」という。）をしなければ第二項申出をした職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、第三項変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第十一条中「第三十条第五項」を「第三十条第八項」に、「に規定する」を「及び第四項に規定する」に改める。

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。ただし、第四条第三項、第八条第二項及び第十条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年七月十八日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十六号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成七年山口県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条の六第二項第一号中「及び第十二条第十号」を「、第十二条第十号及び第十三条の四第三項」に改める。

第二条第二項中「。以下「育児休業法」という。」を削る。

第十三条の二第三項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を

削る。

第十三条の第三第二項中「介護時間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間（）」を削り、「子育て支援部分休暇」の下に「（条例第十七条第二項第一号に係るものに限る。以下「第一号子育て支援部分休暇」という。）」を加え、「育児休業法第十九条第一項」を「育児休業法第二十八条第二項」に、「部分休業」を「第一号部分休業」に、「ある日」を「ある日の介護時間」に、「当該二時間」を「一日につき二時間」に、「時間」を「時間」に改め、同条第三項中「子育て支援部分休暇又は部分休業」を「第一号子育て支援部分休暇又は第一号部分休業」に改める。

第十三条の五を第十三条の七とし、同条の前に次の一条を加える。

（条例第十七条の二第二項の人事委員会規則で定める期間）

第十三条の六 条例第十七条の二第二項の人事委員会規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が一歳十一月に達する日の翌々日から二歳十一月に達する日の翌日までの一年間とする。

第十三条の四の見出しを削り、同条第一項中「子育て支援部分休暇」を「第一号子育て支援部分休暇」に改め、同条第二項中「子育て支援部分休暇」を「第一号子育て支援部分休暇」に改め、「始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削り、「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同条第三項中「子育て支援部分休暇」を「第一号子育て支援部分休暇」に、「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同条に次の一項を加える。

4 子育て支援部分休暇（条例第十七条第二項第二号に係るものに限る。以下「第二号子育て支援部分休暇」という。）の単位は、一時間とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数とすることができる。

- 一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数
 - 二 第二号子育て支援部分休暇の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数
- 第十三条の四を第十三条の五とし、第十二条の三の次に次の見出し及び一条を加える。

（子育て支援部分休暇）

第十三条の四 条例第十七条第一項の人事委員会規則で定める一年の期間は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

2 第十八条第一項前段の規定による子育て支援部分休暇の請求をしようとする職員は、前項に定める一年の期間ごとに、あらかじめ、条例第十七条第二項各号に掲げる

範囲内のうちいずれかの範囲内で当該期間における子育て支援部分休暇を請求するかを休暇簿に記入して、任命権者に対し申し出なければならない。

- 3 前項の規定による申出をした職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の当該申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該申出の内容を変更しなければ当該職員の小学校（第一学年から第三学年までに限る。）に就学している子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。この場合において、当該変更は、あらかじめ休暇簿に記入して任命権者に対し行わなければならない。

4 第二項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項前段の規定による変更をした場合にあつては、その変更後のもの）において、第十八条第一項前段の規定による子育て支援部分休暇の請求をすることができる。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 職員は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この規則による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第十三条の四第二項、同条第三項前段及び同条第四項並びに職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（以下「勤務時間規則」という。）第十八条第一項前段の規定の例により、職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年山口県条例第三十九号）第二条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第十七条第二項各号のいずれかの範囲内で子育て支援部分休暇（同条第一項の子育て支援部分休暇をいう。以下同じ。）の請求をするかの申出をし、その範囲内（改正後の規則第十三条の四第三項前段の規定の例により当該申出の内容の変更をした場合にあつては、その変更後のもの）で施行日以後における子育て支援部分休暇の請求をすることができる。この場合において、当該申出及び変更並びに請求は、施行日においてそれぞれ改正後の規則第十三条の四第二項の規定による申出及び同条第三項前段の規定による変更並びに勤務時間規則第十八条第一項前段の規定による請求とみなす。

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年七月十八日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十七号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成四年山口県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「非常勤職員であつて、一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある」を削り、同条第三項を第四項とし、同条第二項中「は、」を「」、第二項申出及び第三項変更は、「」に、「部分休業承認請求書」を「部分休業簿」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員にあつては、当該市町の教育委員会）は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十九条第二項の規定による申出（以下「第二項申出」という。）時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第三項の規定による変更（以下「第三項変更」という。）をしなければ条例第二十八条第八項に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、第三項変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年七月十八日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十八号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成七年山口県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第三項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第十四条の三第二項中「介護時間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間（」を削り、「子育て支援部分休業」の下に「（条例第十七条第二項第一号に係るものに限る。以下「第一号子育て支援部分休業」という。）」を加え、「育児休業法第十九条第一項」を「育児休業法第二十八条第二項」に、「部分休業」を「第一号部分休業」に、「ある日」を「ある日の介護時間」に、「当該二時間」を「一日につき二時間」に、「時間」を「時間」に改め、同条第三項中「子育て支援部分休業又は部分休業」を「第一号子育て支援部分休業又は第一号部分休業」に改める。

第十四条の四の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（子育て支援部分休業）」を付し、同条第二項から第四項までを次のように改める。

2 条例第十七条第一項の人事委員会規則で定める一年の期間は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

3 第十九条第一項前段の規定による子育て支援部分休業の請求をしようとする学校職員は、前項に定める一年の期間ごとに、あらかじめ、条例第十七条第二項各号に掲げる範囲内のうちいずれかの範囲内で当該期間における子育て支援部分休業を請求するかを休業簿に記入して、教育委員会に対し申し出なければならない。

4 前項の規定による申出をした学校職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したと、配偶者と同居したことその他の当該申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該申出の内容を変更しなければ当該学校職員の小学校（第一学年から第三学年までに限る。）に就学している子の養育に著しい支障が生じると教育委員会が認める事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。この場合において、当該変更は、あらかじめ休業簿に記入して教育委員会に対し行わなければならない。

第十四条の四に次の一項を加える。

5 第三項の規定による申出をした学校職員は、当該申出をした範囲内（前項前段の規定による変更をした場合にあつては、その変更後のもの）において、第十九条第一項前段の規定による子育て支援部分休業の請求をすることができる。

第十四条の五を第十四条の七とし、第十四条の四の次に次の二条を加える。

2 第一号子育て支援部分休業の単位は、三十分とする。
2 第一号子育て支援部分休業は、一日を通じ二時間（第十三条第七号に掲げる場合における休暇、介護時間又は第一号部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

3 前項の規定にかかわらず、短時間勤務学校職員の第一号子育て支援部分休業は、一

日を通じ、当該短時間勤務学校職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間の範囲内（第十三条第七号に掲げる場合における休暇、介護時間又は第一号部分休業の承認を得ている短時間勤務学校職員にあっては、当該時間の範囲内で、かつ、二時間から当該承認に係る時間を減じた時間の範囲内）とする。

4 子育て支援部分休暇（条例第十七条第二号第二号に係るものに限る。以下「第二号子育て支援部分休暇」という。）の単位は、一時間とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数とすることができる。

- 一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- 二 第二号子育て支援部分休暇の残時間数に一時未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（条例第十七条の二第二項の人事委員会規則で定める期間）

第十四条の六 条例第十七条の二第二項の人事委員会規則で定める期間は、同項に規定する対象学校職員の子が一歳十一月に達する日の翌々日から二歳十一月に達する日の翌日までの一年間とする。

第二十二条中「第十六条」を「第十四条の四第三項及び第四項、第十六条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 学校職員は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この規則による改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第十四条の四第三項、同条第四項前段及び同条第五項並びに学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（以下「学校職員勤務時間規則」という。）第十九条第一項前段の規定の例により、職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年山口県条例第三十九号）第三条の規定による改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第十七条各号のいずれかの範囲内で子育て支援部分休暇（同条第一項の子育て支援部分休暇をいう。以下同じ。）の請求をするかの申出をし、その範囲内（改正後の規則第十四条の四第四項前段の規定の例により当該申出の内容の変更をした場合にあつては、その変更後のもの）で施行日以後における子育て支援部分休暇の請求をすることができる。この場合において、当該申出及び変更並びに請求は、施行日においてそれぞれ改正後の規則第十四条の四

第三項の規定による申出及び同条第四項前段の規定による変更並びに学校職員勤務時間規則第十九条第一項前段の規定による請求とみなす。



山口県企業管理規程第四号

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和七年七月十八日

山口県公営企業管理者 弘 田 隆 彦

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員就業規程（昭和四十年山口県企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「。以下「育児休業法」という。」を削り、同条第六項第一号イ中「及び第十条第十号」を「、第十条第十号及び第十一条の五第三項」に改める。

第十一条第八項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第十一条の二第三項中「介護時間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間（を削り、「又は育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）を削り、「（第十一条の五第二項第一号に係るものに限る。以下「第一号子育て支援部分休暇」という。）又は職員の育児休業等に関する条例（平成四十年山口県条例第一号。以下「育児休業法」という。）第三十条第一項に規定する企業職員等部分休業（同条第二項第一号に係るものに限る。以下「第一号部分休業」に、「ある日」を「ある日の介護時間」に、「当該二時間」を「一日につき二時間」に、「時間」を「時間」に改め、同条第四項中「子育て支援部分休暇又は部分休業」を「第一号子育て支援部分休暇又は第一号部分休業」に改める。

第十一条の四第二項第二号中「職員の育児休業等に関する条例（平成四十年山口県条例第一号）」を「育児休業法」に改め、同条を第十一条の七とし、同条の前に次の一条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第十一条の六 管理者は、育児休業第三十一条第一項の措置を講ずるに当たつては、同条の規定による申出をした職員（以下「申出職員」という。）に対して、次に掲げる

措置を講じなければならない。

一 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置

三 育児条例第三十一条第一項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 管理者は、三歳に満たない子を養育する職員（以下「対象職員」という。）に対して、対象職員の子が一歳十一月に達する日の翌々日から二歳十一月に達する日の翌日までの一年間の期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 管理者は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

第三十一条の三第一項中「ため、」を「ため、一年の期間（毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）ごとに、職員の申出に基づき、」に改め、同条第四項中「子育て支援部分休暇」を「第一号子育て支援部分休暇」に、「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「子育て支援部分休暇」を「第一号子育て支援部分休暇」に改め、「始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削り、「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「子育て支援部分休暇」を「第一号子育て支援部分休暇」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 第二十一条第一項第六号の規定による子育て支援部分休暇の請求をしようとする職員は、一年の期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲のうちいずれかの範囲内で当該期間における子育て支援部分休暇を請求するかを同項第六号の子育て支援部分休暇簿に記入して、所属長に対し申し出なければならない。

一 一日につき二時間を超えない範囲内

二 一年につき次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間を超えない範囲内

イ 短時間勤務職員以外の職員 七十七時間三十分

ロ 短時間勤務職員 当該短時間勤務職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間

3 前項の規定による申出をした職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の当該申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該申出の内容を変更しなければ当該職員の小学校（第一学年から第三学年までに限る。）に就学している子の養育に著しい支障が生じると所属長が認める事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。この場合において、当該変更は、あらかじめ第二十一条第一項第六号の子育て支援部分休暇簿に記入して所属長に対し行わなければならない。

4 第二項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項前段の規定による変更をした場合にあつては、その変更後のもの）において、第二十一条第一項第六号の規定による子育て支援部分休暇の請求をすることができる。

8 子育て支援部分休暇（第二項第二号に係るものに限る。以下「第二号子育て支援部分休暇」という。）の単位は、一時間とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数とすることができる。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

二 第二号子育て支援部分休暇の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

第三十一条の三を第十一号の五とし、第十一号の二の次に次の二条を加える。
（配偶者等が介護を必要とする状況に至つた職員に対する意向確認等）
第十一号の三 管理者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至つたことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（以下「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 管理者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。
（勤務環境の整備に関する措置）

第十一号の四 管理者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
 - 二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
 - 三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置
- 別記第四号様式の三を次のように改める。

第 4 号様式の 3 (第 21 条関係) (第 1 面)
子 育 て 支 援 部 分 休 暇 簿

申出の対象年度		年 度		氏 名		職 名	
氏 名	職 名	生 年 月 日	年 月 日	氏 名	職 名	生 年 月 日	年 月 日
第 1 回							
申出の日	申出の内容 (山口県企業局職員就業規程第 1 条の 5 第 2 項第 1 号に掲げる範囲内又は同項第 2 号に掲げる範囲内の別)	山口県企業局職員就業規程第 1 条の 5 第 2 項第 1 号に掲げる範囲内	山口県企業局職員就業規程第 1 条の 5 第 2 項第 2 号に掲げる範囲内	本人の認識	所属長の認識		
変 更 日	変更後の内容 (山口県企業局職員就業規程第 1 条の 5 第 2 項第 1 号に掲げる範囲内又は同項第 2 号に掲げる範囲内の別)	山口県企業局職員就業規程第 1 条の 5 第 2 項第 1 号に掲げる範囲内	山口県企業局職員就業規程第 1 条の 5 第 2 項第 2 号に掲げる範囲内	本人の認識	所属長の認識		
第 2 回							
申出の日	申出の内容 (山口県企業局職員就業規程第 1 条の 5 第 2 項第 1 号に掲げる範囲内又は同項第 2 号に掲げる範囲内の別)	山口県企業局職員就業規程第 1 条の 5 第 2 項第 1 号に掲げる範囲内	山口県企業局職員就業規程第 1 条の 5 第 2 項第 2 号に掲げる範囲内	本人の認識	所属長の認識		
変 更 日	変更後の内容 (山口県企業局職員就業規程第 1 条の 5 第 2 項第 1 号に掲げる範囲内又は同項第 2 号に掲げる範囲内の別)	山口県企業局職員就業規程第 1 条の 5 第 2 項第 1 号に掲げる範囲内	山口県企業局職員就業規程第 1 条の 5 第 2 項第 2 号に掲げる範囲内	本人の認識	所属長の認識		
変更が必要な事情							
特別の事情の有無							
有 ・ 無							
変更が必要な事情							
特別の事情の有無							
有 ・ 無							

(山口県企業局職員就業規程第11条の5第2項第1号に掲げる範囲内で請求する場合)

(第2面)

所属長	裁	請求日	休暇期間		1日の取得時間数	本人の認
			年 月 日	年 月 日		
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	時間 分	
			年 月 日	年 月 日		
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	時間 分	
			年 月 日	年 月 日		
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	時間 分	
			年 月 日	年 月 日		
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	時間 分	
			年 月 日	年 月 日		
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	時間 分	
			年 月 日	年 月 日		

(山口県企業局職員就業規程第11条の5第2項第2号に掲げる範囲内で請求する場合)

(第3面)

所属長	裁	請求日	休暇期間		取得時間数	残時間数	本人の認
			年 月 日	年 月 日			
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	時間 分	時間 分	
			年 月 日	年 月 日			
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	時間 分	時間 分	
			年 月 日	年 月 日			
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	時間 分	時間 分	
			年 月 日	年 月 日			
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	時間 分	時間 分	
			年 月 日	年 月 日			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記第五号様式中「第11条の2第2項第1号」を「第11条の7第2項第1号」に、「第11条の2第2項第2号」を「第11条の7第2項第2号」に、「第11条の2第2項第3号」を「第11条の7第2項第3号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この管理規程は、令和七年十月一日から施行する。ただし、第十一条の二の次に二条を加える改正規定並びに次項、附則第三項及び第五項の規定は、同年七月十八日から施行する。

(経過措置)

2 職員は、この管理規程の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この管理規程による改正後の山口県企業局職員就業規程（以下「改正後の管理規程」という。）第十一条の五第二項、同条第三項前段及び同条第四項並びに山口県企業局職員就業規程第二十一条第一項第六号の規定の例により、改正後の管理規程第十一条の五第二項各号のいずれかの範囲内で子育て支援部分休暇（同条第一項の子育て支援部分休暇をいう。以下同じ。）の請求をするかの申出をし、その範囲内（同条第三項前段の規定の例により当該申出の内容の変更をした場合にあつては、その変更後のもの）で施行日以後における子育て支援部分休暇の請求をすることができる。この場合において、当該申出及び変更並びに請求は、施行日においてそれぞれ改正後の管理規程第十一条の五第二項の規定による申出及び同条第三項前段の規定による変更並びに山口県企業局職員就業規程第二十一条第一項第六号の規定による請求とみなす。

3 前項前段の申出及び変更並びに請求は、改正後の管理規程別記第四号様式の三によりしなければならない。

4 施行日から令和八年三月三十一日までの間において改正後の管理規程第十一条の五第八項に規定する第二号子育て支援部分休暇の承認を得ようとしている職員に対する同条第二項の規定の適用については、同項第二号イ中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、同号ロ中「十」とあるのは「五」とする。

5 管理者は、施行日前においても、改正後の管理規程第十一条の六第二項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

山口県企業管理規程第五号

企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和七年七月十八日

山口県公営企業管理者 弘 田 隆 彦

企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の育児休業等に関する規程（平成四年山口県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項及び第八条第二項中「第二条第二項」を「第二条第二項本文」に改める。

第十条第二項中「第二条第二項」を「第二条第二項本文」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「は、部分休業承認請求書」を「、第二項申出及び第三項変更は、部分休業簿」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

管理者は、条例第三十条第二項の規定による申出（以下「第二項申出」という。）時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第三項の規定による変更（以下「第三項変更」という。）をしなければ第二項申出をした職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、第三項変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第十一条中「第三十条第五項」を「第三十条第八項」に改め、「第二十八条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「その他」を「その他の」に、「第十一条の三第一項」を「第十一条の五第一項」に、「とする」を「（同条第二項第一号に係るものに限る。）とする」に改める。

附 則

この管理規程は、令和七年十月一日から施行する。ただし、第四条第三項、第八条第二項、第十条第二項の改正規定及び第十一条の改正規定（「その他」を「その他の」に改める部分に限る。）は、同年七月十八日から施行する。